

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 香美市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和25年12月25日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*		職員数* (H19. 4. 1現在)	6人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	31円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	466 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	238 (H18)
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.320 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	15.9 (H19)
		経常収支比率* (%)	89.9 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月1日 合併前市町村：土佐山田町、香北町、物部村]
平成18年3月1日に町村合併したが、公営企業会計があるのは土佐山田町のみであったため公営企業会計は統合していない。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	香美市上水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年4月1日～平成24年3月31日
計画策定責任者	香美市長 門脇 槇夫
既存計画との関係	香美市行政改革実施計画（集中改革プラン）（H17～H21）
公表の方法等	広報、ホームページ等を通じて公表する。平成19年12月議会が3月議会で補正予算を計上し説明する。
基本方針	香美市の上水道事業は、既存施設等が古く将来的に対応ができなくなるため、新水源の開発が計画されている。新施設を建設すると現状では採算が採れず、水道料金の引上げ等を行う必要がある。しかし、住民負担を強いることでもあり、現状での不足分を安易に水道料金に上乗せするのではなく、経営を見直し、できるだけ住民負担を少なくする必要があると考える。そのため、経常経費の削減や未収金徴収対策等を主体に経営を見直し将来の費用増に向けて現状をできるだけ改善させる様、本計画を策定した。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	—	28	59	87
	補償金免除額	—	6	11	18
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	—	—	—	—
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	—	—	19	19

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	16,359	27,915	59,059	103,333
合 計 (A)		16,359	27,915	59,059	103,333
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		16,359	27,915	59,059	103,333

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債			19,232	19,232
合 計 (A)				19,232	19,232
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				19,232	19,232

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成18年度の状況では累積欠損金も無く、総収支比率124.4%、経常収支比率124.4%、料金回収率116.9%となっており、いずれも100%を超えて繰入金比率も少ないことから独立採算による経営を実施し、その数値も全国平均より高く状況は良好であるといえる。しかし、職員一人当たりの給水収益は全国平均よりも低く、給水収益に対する職員給与費の割合も高いことから、生産性は低く、給与費の削減が課題といえる。また、高金利の企業債を借り入れて事業を行っており、利子負担率が全国平均より高くなっている。</p> <p>現状では採算が採れているが、新水源の開発や簡易水道事業との統合計画（統合時期は未定だが遅くとも28年度までに実施する予定）があり、どちらも多くの費用が予想されるため、現在の経営を全体的に見直し改善させる必要がある。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>事務内容を見直し経常経費をできるだけ節約していく。水道施設が古い為修繕費が毎年多く必要ではあるが、修繕した際に新しい技術の導入や今後の維持管理費が低くなるような改修を取り入れていく。また、委託等の契約更新の際には内容等を見直し適切な業務内容及び料金で契約する。</p> <p>課 題 ② 職員給与費等の適正化</p> <p>職員給与水準の適正化等を行い人件費を削減する。事務内容を見直し、時間外勤務手当を減少させる。今回の計画で具体的な数値は入れていないが、現在の事務で外部委託できる業務を検討し、人件費の削減に努める。</p> <p>課 題 ③ 未収金の徴収対策</p> <p>特に水道料金に対する未収金を減少させる。平成17年度より、滞納者に対して給水停止を実施する等して徴収に努めてきた。今後も引き続き給水停止等の対策を行い未収金の徴収強化に取り組む。</p> <p>課 題 ④ 新水源の開発</p> <p>現在2つの水源があるが、昭和44年と昭和58年に稼働させたため、38年と24年が経過している。施設の老朽化が著しく水量も年々減少しているため渇水期の対応に苦慮している状態である。新水源には多くの費用が見込まれ経営を圧迫する原因になるが、既存の施設だけでは将来対応ができないため、必要不可欠の事業である。そのため、他の工事等を控え新水源に取り組んでいる。</p> <p>23年度までは準備期間とし、設計や地権者との用地交渉、住民説明等を行い、本格的な工事の着手は24年度以降の予定。</p> <p>課 題 ⑤ 水道料金の改定</p> <p>平成18年3月1日に新水源開発を見越して水道料金を引き上げたが、この料金でもまだ新施設建設後に採算がとれる金額ではない。新水源の施設稼働後には損益が見込まれるため、水道料金の改定を検討している。しかし、平成18年3月に値上げしたことでもあり、今後5年間の改定は難しく本計画では予定していない。</p> <p>課 題 ⑥ 簡易水道事業との統合</p> <p>簡易水道事業との統合を計画しているが、統合すると今の経営状態では簡易水道事業の一億円以上の不足額を補うことができない。水道事業全般について再度見直し水道料金の引き上げや民間委託を検討して、経営をできるだけ改善させる必要がある。統合時期は19年度中に決定する予定ではあるが、統合にあたり準備することが多く、今後5年間での統合は難しく、本計画では具体的な数字を入れていない。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率※	(%)	106.4	110.7	117.0	111.4	116.9	121.8	130.1	131.0	131.0	118.8
総収支比率(法適用)	(%)	107.4	113.8	111.8	118.8	124.4	128.8	136.3	137.2	137.2	124.4
経常収支比率(法適用)	(%)	110.2	114.8	121.3	118.8	124.4	128.8	136.3	137.2	137.2	124.4
営業収支比率(法適用)	(%)	126.1	130.5	139.2	133.3	135.7	139.9	142.2	141.2	141.2	126.3
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	(%)			2.3						
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)			2.3						
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)	3.1	2.7	2.0	2.7	2.4	1.7	3.6	6.7	6.7
	うち基準内繰入金	(%)	3.1	2.7	2.0	2.7	2.4	1.7	3.6	6.7	6.7
	うち基準外繰入金	(%)									
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金は県平均よりも低い金額であったが、この金額で水道事業は独立採算による経営が実施できていたため、20年以上改定しなかった。新水源の開発により、現状では独立採算が採れなくなるため、平成18年3月に33%の値上げを実施し高知県平均に近い金額となった。新水源の施設が完成するとこの料金でも採算が採れなくなるため、さらなる値上げを検討しているが、平成18年に値上げしたばかりであり、今後5年間の値上げは難しいと思われ、本計画では改定を予定していない。
2 他会計繰入金の見込み	消火栓設置費（基準内繰入）、公共下水道工事に伴う布設替の補償金等を予定しているが、基準外繰入は予定していない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在2つの水源があるが、昭和44年と昭和58年に稼働させたため、38年と24年が経過している。施設の老朽化が著しく水量も年々減少しているため渇水期の対応に苦慮している状態である。安定した供給ができないことは住民生活に影響し、また配水量が減少すると料金収入も減少することとなり、将来採算が採れなくなることも考えられる。そのため、新水源の開発が計画されており、本格的な工事は24年度以降を予定している。施設等に15～20億円の予算が見込まれ、経営を圧迫する事業ではあるが、水源を一つ増やすことにより、安定的な供給と災害時の確保水量の増加が期待できる。また、現在24時間稼働している2つの施設を休止させて改修することができるようになり、改修を加えることによって全体的な効率を上げることができる。新水源開発の本格的な工着手を見越して、本計画期間内においては大規模な工事を控え、維持管理を中心に運営していく。 現在余分な資産は持っていないため、資産売却等による収入の見込みは無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	香美市総務課が主体となり水道事業も含め検討している。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	行政改革実施計画(集中改革プラン)では平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5カ年間で、21名削減(△4.7%)を数値目標としている。平成19年4月1日現在までの減員数は15名で71.4%の進捗率である(水道事業を含む香美市全体。本計画では平成21年度までは集中改革プランと同数の削減、平成22年度以降は集中改革プランの状態を維持した数を見込んでいる)。上水道事業は6名体制を維持しつつ事務内容を見直し、時間外勤務手当を減少させることで今後も人件費の削減に努める。(課題②)
○ 給与のあり方	香美市総務課が主体となり水道事業も含め検討している。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	市職員の給与構造改革については、平成18年4月1日より国に準じて給料表の見直しを行い、平均4.8%の引下げを行った。また、人事評価については、現在検討中であり早期の実施に実施に努める。地域手当については、対象外地域であるため、支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員については、行(一)の1~3級を適用しているが、今後においては、民間給与の実態の把握に努め、適正な給与制度・運用となるよう是正に向け検討を進める。給与等の総合的な点検の実施については取組方針を現在検討中であり、具体的な取組内容については来年度以降になる見込みであるが、現状については平成19年度中に香美市ホームページで公表する。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇は行っていない。また、退職手当については、国に準じて支給している。
◇ 福利厚生事業のあり方	福利厚生事業については、予防接種及び職員健康診断のみ実施している。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	19年度中に香美市水道事業基本計画を策定する予定。本計画で具体的に数値として示せなかった部分は香美市水道事業基本計画を策定する段階で具体的に検討する。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	既存施設の老朽化が著しいため修繕は必要であるが、修繕した際に新しい技術の導入や今後の維持管理費が低くなるような改修を取り入れていく。また、委託等の契約更新の際には内容等を見直し適切な業務内容及び料金で契約する。 (課題①)
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	現在、検針、集金、残留塩素測定、上水道水質検査、電気工作物保安管理、上水道施設保守点検、緊急修繕等の業務を委託している。それ以外の業務を委託できないか現在検討中であり、今年度策定予定の香美市水道事業基本計画で具体的に計画を示す予定である。 (課題①)

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>現在は独立採算できており、極端に低い金額ではないと思われる。しかし、24年度以降本格的工事着手を予定している新水源施設が完成すると採算が採れなくなる見込みである。さらに、簡易水道事業との統合計画もあり、統合すると簡易水道事業の赤字額を現在の水道料金で補うことは不可能であるため、料金の値上げを検討する必要がある。</p> <p>本計画では具体的な数値を示していないが、19年度中に水道料金の引き上げ時期、金額等を検討する。 (課題⑤)</p>
○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<p>水道料金は高知県平均よりも低い金額ではあるが、この金額で収支がとれており、20年以上改定していなかった。新水源開発を見越して平成18年3月に水道料金を改定し33%引上げ高知県平均に近い金額になったが、この料金でもまだ新施設建設後に採算がとれる金額ではないため今後の値上げを検討している。しかし、平成18年3月に改定したばかりであり今後5年間での改定は困難であると考え、今回の計画では具体的な数値では示していない。</p> <p>(課題⑤)</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>経営健全化計画は広報やインターネットを利用して公開する。</p> <p>行政評価に関しては香美市総務課が主体となり、水道事業も含む市行政全体の行政評価についての導入を研究、検討している。</p>
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	<p>香美市行政改革実施計画(集中改革プラン)や財政状況に関する説明は市広報に抜粋して掲載する。ホームページには全文を掲載する。</p>
○ 行政評価の導入	<p>19年度より事務事業レベルでの評価を事務担当者が行う予定。</p> <p>外部評価は21年度から検討する予定。</p>
5 その他	<p>平成17年度より、滞納者に対して給水停止を実施する等して未収金の徴収に努めてきた。今後も給水停止等の対策を行い、未収金の徴収強化に取り組む。平成20年度以降の各年度において、対18年度1百万円の未収金の減少を見込んでいる。</p> <p>(課題③)</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
① 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化	事務内容を見直し経常経費をできるだけ節約していく。水道施設が古い為修繕費が毎年多く必要ではあるが、修繕した際に新しい技術の導入や今後の維持管理費が低くなるような改修を取り入れていく。また、委託等の契約更新の際には内容等を見直し適切な業務内容及び料金で契約する。
② 職員給与費等の適正化	上水道事業は6名体制を維持しつつ事務内容を見直し、時間外勤務手当を減少させることで今後も人件費の削減に努める。
③ 未収金の徴収対策	平成17年度より、滞納者に対して給水停止を実施する等して徴収に努めてきた。今後も引続き給水停止等の対策を行い、未収金の徴収強化に取り組む。平成20年度以降の各年度において、対18年度1百万円の未収金の減少を見込んでいる。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率					33%								
	改善額(料金の適正化)※1					1	22	23					0	
③	未収金の徴収対策													
	改善額					1	1	1	1	1	1	1	4	
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
②	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	43	40	39	36	41		42	41	40	40	40		
	改善額	-1	2	3	6	1	11	-1	0	1	1	1	2	
	給与水準													
	改善額													
	その他()													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)	4	5	5	4	4		4	4	4	4	4		
	職員数(人)	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6		
	増減数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
①	維持管理費等	53	49	40	50	54		50	46	48	47	63		
	改善額(適正化)	4	13	3	-1	19	19	4	8	6	7	-9	16	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額												0	
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	企業債現在高	440	469	484	494	466		400	375	360	341	321		
	増減	26	29	15	10	-28		-66	-25	-15	-19	-20		
							計画前5年間改善額 合計	54					改善額 合計	22
													(参考) 補償金免除額	18

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
年間総有収水量(千m ³)	1,958	1,936	1,942	1,941	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
公称施設能力(m ³ /日)	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
1日最大配水量(m ³ /日)	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299	6,299
最大稼働率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
供給単価(円/m ³)	85.3	85.2	85.0	85.5	98.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
給水原価(円/m ³)	80.2	77.0	72.6	76.8	84.2	82.1	76.8	76.3	76.3	84.2

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成19年度中に統合時期を決定し統合計画を申請する予定。
簡易水道事業と統合するためには簡易水道事業の一般会計からの繰入金金の調整、資産調査等の問題がありすぐには統合できないと思われるが、遅くとも平成28年度までには統合する予定。